

## 福井の方言動画コンテスト運営委託業務 仕様書

### 1 業務名

「福井の方言動画コンテスト運営委託業務」（以下「本業務」）という

### 2 目的

本業務は、福井の方言を活用した動画コンテストを実施することにより、県内での方言の利用を促進し、県民が福井の方言に愛着を持てるようにすることを目的とする。また、表彰式の様子を撮影し、公開するなど県外での福井の方言の認知度向上も図る。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

### 4 業務内容

本業務の目的および本県の魅力を理解したうえで、下記（１）～（２）の業務について提案すること。また、審査委員の謝礼・旅費、表彰式の賞金・賞品等の提案に関わる費用は、すべて見積の金額に含むこと。（なお、重要事項は契約後に本県と協議のうえ決定する。）

#### （１）動画コンテストの企画・運営

- ・福井の方言を題材とし、県民が楽しく気軽に参加できるような、魅力的な動画コンテストの企画を提案し、運営すること。
- ・動画の長さは、90秒程度までのものとする。
- ・県内の特定の地域の方言に偏りが出るような内容にしないこと。特に嶺南地域からの作品の応募があるようにすること。
- ・県民が、応募する作品のイメージをつかめるよう、動画等で例示を行うこと。

#### 【想定される動画等での例示】

- ・方言を使った福井へのエールのメッセージ動画、  
方言を使った地元のスポット紹介、  
家族・友人間でよく使い方言会話動画 など
- ※上記の内容にかかわらず、自由な提案をお願いします。
- ・審査委員長は、「福井県“おもてなし担当”知事」の津田寛治氏を起用すること。

- ・審査委員は津田寛治氏を含め4名程度とし、最低1人は嶺南出身者を起用すること。
- ・専用の応募フォームをWEBサイト上に作成し、容易に作品を応募できるようにすること。
- ・審査委員による審査に入る前に、20～30本程度に応募作品を絞り込むこと。
- ・県内メディアを活用し、広く作品の投稿があるよう、広報を行うこと。
- ・広報にはSNSも活用すること。
- ・県内の学校、商業施設などで広報を行うこと。

## (2) 動画コンテストの表彰式の開催

- ・表彰式は、県内において12月中旬に行うこと。
- ・入賞者には、賞金・賞品等を授与すること。
- ・表彰式では、津田寛治氏から表彰を行うようにすること。
- ・表彰式の様子を撮影し、県のホームページ等で公開することを前提に数分程度の動画として編集すること。

## 5 業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、県の承諾を得ること。

## 6 委託上限額

3,740,000円 ※消費税及び地方消費税（税率10%）を含む

## 7 県との協議等

- (1) 受託者は、業務全般を監督する責任者を設ける。当該責任者は、県の事業担当者と必要に応じ打合せを行い、業務内容を理解し、効率的に業務が遂行できるよう提案を行い、実施するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたって、受託者は県との連携を密にし、適宜協議または打合せを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めること。その際、県以外の関係者との連絡調整も緊密に行うこと。
- (3) 受託者は、県および関係者と協議及び打合せをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- (4) 業務の実施に当たって、トラブル等が生じた場合は、受託者は速やかに県に連絡するとともに、県と連携してその処理にあたるものとする。

## 8 実施報告書

(1) 受託者は、令和8年3月31日（火）までに、次の事項を記載した本業務の実施報告書を県に提出し、県による検査を受けなければならない。

- ・本業務の実施内容
- ・本業務に要した経費の内訳
- ・実施した業務の一覧及びその成果
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

## 9 成果品

(1) 本業務において作成した資料、音声・動画データ等 一式

(2) その他、本県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

※ 納品期日は令和8年3月31日（火）とし、福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課に提出すること

※ 受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。また、これに要する経費は受託者の負担とする。

## 10 留意点

(1) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと

(2) 本業務の成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、発注者に帰属するものとする。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ条件等を示し、発注者と協議すること。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を利用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担および責任は受託者において負うものとする。

(3) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

(4) 発注者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。なお、これにより難しい物については、あらかじめ条件等を示し、発注者と協議する

こと。

- (5) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、発注者または第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること

## 11 その他

- ・業務履行に関しては関係法令を順守すること
- ・本業務で知り得た機密・個人情報等を第三者に漏洩することの無いよう、厳重に取り扱うこと。
- ・本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受託者が協議して決定するものとする。
- ・企画書の審査については、福井の方言を発信するのに優れた企画内容となっているか、他の応募作品と比較して独創的か、提案内容を確実に履行できるかを審査基準とし選定する。